

社会福祉法人えのき会  
役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人えのき会の役員及び評議員の報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 役員が理事会又は評議員会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。なお、交通費の実費が報酬の額を超える場合にはその実費とする。

2 役員及び評議員が理事会又は評議員会出席以外で、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1・3により報酬及び実費弁償費を支払う。実費弁償費は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

3 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により監事監査指導報酬を支払う。

4 評議員の報酬については、えのき会定款第9条に基づき一人あたりの各年度の総額が6万円を超えない範囲で支払うことができる。役員の報酬については、一人あたりの各年度の総額が15万円を超えない範囲で支払うことができる。

5 前項の規定にかかわらず常勤の理事には月額300,000円以内（一人あたりの各年度の総額が360万円を超えない範囲）の報酬を支払うものとする。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員はこの規程を適用しない。

2 第3条1項は常勤の理事には適用しない。

(改正)

第5条 本規程の見直しが必要な場合には評議員会の議決を経るものとする。

付則

1 この規程は、平成18年11月20日より適用する。

2 この規程は、平成28年1月11日より適用する。

3 この規程は、平成29年6月14日より適用する。

4 この規程は、平成 31 年 3 月 28 日より適用する。

5 この規程は、令和 7 年 6 月 4 日より適用する。

別表 1

| 名称           | 報酬           |
|--------------|--------------|
| 理事会出席報酬等     | 10,000円      |
| 評議員会出席報酬等    | 10,000円      |
| 理事及び評議員業務報酬等 | (半日) 10,000円 |

別表 2

| 名称        | 報酬      |
|-----------|---------|
| 監事監査指導報酬等 | 30,000円 |

別表 3

| 交通費 | 宿泊費 | その他必要経費 |
|-----|-----|---------|
| 実費  | 実費  | 実費      |